

志摩スペイン村「パルケエスパーニャ」施設利用約款

第1条（約款の適用）

志摩スペイン村「パルケエスパーニャ」（以下、「当パーク」という）と当パーク利用者との間で締結する利用契約はこの約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令、又は一般に公正妥当と認められている慣習によるものとします。

第2条（利用契約の成立）

利用契約は当パーク利用者が、正規な入園チケットを取得した時に成立するものとします。但し、当パークが利用を拒絶したときはこの限りではありません。

第3条（利用の拒絶）

当パークは次の場合には、利用を拒絶することができるものとします。

- ①満員で当パークの入園者枠に余裕がないとき
- ②天災その他やむを得ない事情により当パークを閉園するとき
- ③利用者が暴力団、暴力団員、暴力団関係団体又は関係者、その他の反社会的勢力であると認められるとき
- ④利用者又は同伴者が当パーク施設若しくは当パーク従業員に対し、暴力、脅迫、恐喝、威圧的な不当行為を行い、あるいは、合理的範囲を超える負担を要求した場合、又はかつて同様な行為を行ったと認められるとき
- ⑤利用者が他のお客様に迷惑をかける恐れのあるとき
- ⑥利用者又は同伴者が当パークにふさわしくない服装や他のお客様に不快感、恐怖感を与えてしまう恐れのあるとき
- ⑦その他の理由により当パークを利用する事がこのましくない事由が認められたとき

第4条（休園日、営業時間）

当パークの休園日と営業時間は当パークの定めるところによります。但し、臨時に変更することがあります。

第5条（アトラクションの利用）

アトラクション利用者は、当パークが定めた遊戯施設運行管理規程、年齢や身長その他の制限事項、その他注意事項並びに当パークの従業員による指示を遵守しなければなりません。

第6条（携帯品、車両の盗難損傷等）

携帯品や駐車場における車両及び車内物品の盗難、損傷につきましては、当パークは一切の責任を負いません。

第7条（コインロッカー、手荷物預り）

コインロッカーは当日の営業時間内に限り利用が可能です。又、コインロッカー内の金品等の事故が発生した場合、当パークは一切の責任を負いません。

手荷物預りの営業時間はコインロッカーに準じることとし、又、預り品は預り証の持参人に預り証と引き換えにお返しいたします。

第8条（第三者への損害）

パーク利用者がこの約款に違反して第三者に損害等を発生させた場合、又はパーク利用者自身がこの約款に違反して傷害等の被害をこうむった場合には、当パークは一切の損害賠償の責は負いません。

第9条（パーク内施設等の損害）

パーク利用者が故意又は過失により、当パーク内施設等に損害を与えた場合は、その損害賠償を利用者に対し請求いたします。

第10条（当パークへの持込禁止品）

当パーク内へは次のものは持込禁止とします。

- ①銃砲刀剣類、花火、爆竹、劇薬類、ドローンなどの無人飛行機、その他の危険物
- ②著しい異臭を放ち、他のお客様に不快感を与える恐れのある物
- ③弁当類、ビン、缶類、アイスボックス及びこれらに類する物
- ④ペットその他の動物(但し、盲導犬、聴導犬、介助犬は除く)
- ⑤その他当パークが別途指定する物

前項の実効性を確保するため、当パークの従業員は入園時等にお客様の鞆、袋その他の内容の提示を求め、手荷物検査を行うことができるものとします。

第11条（当パーク内での禁止行為及び退園処置）

当パーク内では次の行為は禁止いたします。又、禁止行為を行なった場合には当パークを退園頂くこととなります。禁止行為での退園の場合は、入園チケットの払戻はいたしません。

- ①立入禁止区域への立入、又は通路、階段、出入口等での観賞、休憩する行為
- ②当パーク内の施設及び展示物、物品の破損行為
- ③物品販売、宣伝広告、アンケート、又はチラシの配布その他これらに類する行為
- ④宴会、パーティー、賭博、麻雀、その他当パークに相応しくない行為
- ⑤みだりに当パーク内で氣勢を上げ騒音を出す行為
- ⑥当パーク管理者の定める遊戯施設運行管理規程、又はその他の方法で告知された注意事項に違反する行為
- ⑦当パークの円滑な運営の妨げ、又は他のお客様に不快感を与える行為又は恐れのある行為
- ⑧当パークの従業員等の指示に反する行為
- ⑨商業写真の撮影（事前に当パークの了承が必要です）
- ⑩他のお客様のご迷惑となる撮影及び公衆送信などの行為

第12条（諸規則の遵守）

当パークの利用者は本約款及び当パークの従業員の口頭又は掲示物による指示規則を遵守するものとします。

第13条（本約款の変更）

1.当パークは以下の場合に、当パークの裁量により、本約款を変更することができるものとします。

- ①本約款の変更が、利用者の一般の利益に適合するとき。
 - ②本約款の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容、その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。
2. 本約款を変更する場合、当パークはあらかじめ利用者に対して、ホームページへの掲載その他当パークの所定の方法により、本約款を変更する旨および変更後の約款の内容とその効力発生日を告知するものとします。
3. 変更後の約款の効力発生日以降に利用者が当パークを利用したとき、利用者は本約款の変更同意したものとみなします。

第14条（施行）

この約款は令和4年2月11日より施行するものとします。

約款改正日

施行 平成 18年12月 1日

改正 令和 4年 2月11日

志摩スペイン村

